

ID: 160

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市草地条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成17年規則第119号		
【根拠条文】 (変更の承認) 第8条 市長は、前条の規定による変更申請書の提出があった場合において、承認内容を変更することがやむを得ないと認めたときは、草地利用変更承認書(別記様式第4号)により、変更することが不適当と認めたときは、変更の承認をしない旨を書面により、当該申請者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日